

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

一 石綿による健康被害の救済に関する法律施行令(平成十八年政令第三十七号)	1
二 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)(附則第二条関係)	5

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成十八年政令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現

行

（第一項一般拠出金の徴収に要する費用の額）

第九条 法第三十六条の政令で定めるところにより算定した額は、当該

年度における第一項一般拠出金（法第三十七条第一項の第一項一般拠

出金をいう。以下同じ。）の返還金の額並びに第一項一般拠出金の徴

収及び法第三十八条第二項の第一項一般拠出金事務を処理する労働保

険事務組合（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年

法律第八十四号）第三十三条第三項の労働保険事務組合をいう。）に

関する事務に要する費用の額の合計額から法第三十四条の規定による

国庫の負担額を減じて得た額とする。

（一般拠出金率の算定方法）

第十条 法第三十七条第一項及び第二項の一般拠出金率は、次に掲げる

事項を基礎として定めるものとする。

一 救済給付（法第三条の救済給付をいう。）の支給に要する費用の

予想額、法第三十二条第一項の規定による交付金及び同条第二項の

規定による拠出金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の

状況その他の事情を考慮して算定した一般拠出金及び特別拠出金の

額として必要であると見込まれる金額の総額（以下「事業主の負担

総額」という。）から法第四十七条第一項の規定により徴収される

特別拠出金の総額の見込額を控除した額

二 平成十七年度における全国の労災保険適用事業主（法第三十五条

第一項の労災保険適用事業主をいう。）がその事業に使用するすべ

ての労働者に支払われた賃金の総額として推計した額と全国の船舶

所有者（法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。）が使用するす

（新設）

（新設）

すべての船員に支払われた賃金の総額として推計した額との合計額

(徴収法を準用する場合の読替え)

第十一条 法第三十八条第一項の規定により第一項一般拠出金について労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読替えに係る労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第一項	保険関係が消滅したも の については、 第十五条第一項第一号	保険関係が消滅したも の については、その保 険年 度の初日及び 第十五条第一項第一号及 び第二号
第十九条第二項	保険関係が成立し、又は消滅したものに ついて	保険関係が消滅した場合であつて、当該保 険関係 が消滅した日から五十日以内に申告書を提出する とき

(特別事業主の要件)

第十二条 法第四十七条第一項の政令で定める要件は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十一項に規定する特定粉じん発生施設が設置された工場又は事業場その他石綿の使用の状況又は

(新設)

(新設)

石綿による健康被害の発生の状況を把握するための調査で環境大臣が指定するものにより石綿が使用されたと認められる工場又は事業場であつて、次のいずれにも該当するもの（以下「特別事業場」という。）を有し、又は有していたこととする。

一 石綿の使用量（昭和二十六年から平成十七年までの各年における当該工場又は事業場において使用された石綿の量の合計量をいう。以下同じ。）が、一万トン以上であること。

二 平成七年から平成十六年までの各年における当該工場又は事業場の所在地の属する市（特別区を含む。以下同じ。）町村において中皮腫により死亡した者の数の合計数を十で除して得た数を当該市町村の人口（平成十七年三月三十一日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。）で除して得た数に十万を乗じて得た数が、〇・五五三人以上であること。

三 昭和十四年度から平成十六年度までの各年度における当該工場又は事業場において石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病にかかり、これにより労働者災害補償保険法又は船員保険法の規定による保険給付を受けた者の合計の人数（以下「保険給付の受給者数」という。）が、十人以上であること。

（特別拠出金の額の算定方法）

第十三条 法第四十八条第一項の特別拠出金の額の算定方法は、法第四十七条第一項の特別事業主が有し、又は有していた特別事業場ごとに次に定めるところにより算定した額の合計額を合算するものとする。

一 事業主の負担総額に昭和二十六年から平成十七年までの各年における我が国の石綿の輸入量を合計した量（トンで表した量をいい、以下「石綿の輸入量」という。）の数値を石綿の輸入量の数値と全国保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における石

（新設）

綿の使用量(トン)で表した量をいう。)の数値を石綿の輸入量の数値で除して得た数値を乗じて得た額

二 事業主の負担総額に全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数値を石綿の輸入量の数値と全国の保険給付の受給者数に百七十を乗じて得た数値とを合計した数値で除して得た数値を乗じて得た額に、当該特別事業場における保険給付の受給者数を全国の保険給付の受給者数で除して得た数値を乗じて得た額

第十四条 法第五十九条第三項の政令で定める額は、次の各号に掲げる特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者を生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 四 (略)
- 2 (略)

第十五条 (略)

(徴収法等を適用する場合の読替え)

第十六条 法第六十九条第二項の規定により同条第一項の規定による労働保険料の徴収について労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

第十七条・第十八条 (略)

第九条 法第五十九条第三項の政令で定める額は、次の各号に掲げる特別遺族年金(法第五十九条第二項の特別遺族年金をいう。以下同じ。)を受ける権利を有する遺族及びその者を生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 四 (略)
- 2 (略)

第十条 (略)

(徴収法等を適用する場合の読替え)

第十一条 法第六十九条第二項の規定により同条第一項の規定による労働保険料の徴収について労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の規定を適用する場合における同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

第十二条・第十三条 (略)

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)(附則第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(納入の告知を要しない歳入)</p> <p>第二十八条の二 会計法第六条に規定する政令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第三十八条第一項の規定において準用する徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により申告して納付する石綿による健康被害の救済に関する法律第三十七条第一項の第一項一般拠出金</p> <p>四 削除</p> <p>五〇九 (略)</p>	<p>(納入の告知を要しない歳入)</p> <p>第二十八条の二 会計法第六条に規定する政令で定める歳入は、次に掲げる歳入とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三及び四 削除</p> <p>五〇九 (略)</p>